

平成 25 年 6 月 27 日
経済産業省鉱工業動態統計室

東京都及び愛知県からの照会事項の回答について

1. 6 月 18 日に受領した愛知県からの照会事項と回答

都道府県に新たに移管される事業所の中に、大企業所（従業員 200 人以上）はあるのか。ある場合、引き継ぎ・フォローについては何かを考えていらっしゃるのか。

<回答>

経路区分を都道府県に変更を行う予定の 3 調査票について、従業者 200 人以上の調査対象事業所は、全国に●事業所ある。

また、現在経済産業局（内閣府沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）に蓄積されている情報に係る提供内容等については、ブロック会議等で説明する予定。

都道府県に移管される調査対象事業所のうち、窓口となる組合があるものは存在するか。規模の大きい組合については対応したことがないところだが、情報は提供していただけなのか。

<回答>

当該 3 調査票に係る団体等については、全国的には以下の団体が存在している。

なお、都道府県単位の認可団体等については、都道府県の行政担当課にお問い合わせいただきたい。

- ・日本ばね工業会
- ・日本石灰協会
- ・日本架線金物工業会
- ・日本鉱業協会
- ・全国鐵構工業協会（一部、都道府県単位での団体あり）

経済産業局の調査員が担当している事業所で都道府県に移管されるものはあるのか。

<回答>

当該 3 調査票のうち、現在、経済産業局で調査員調査を行っているものは、●県に合計●事業所ある。

経済産業局が現在ヒアリングを行っている事業所で都道府県に移管される事業所はあるのか。そうした事業所については、どういう引き継ぎを実施してもらう予定なのか。こうしたヒアリングに係る事業所について、都道府県において負担感もあるが、フォローアップ・ノウハウの提供などは準備していただけるのか。

<回答>

ヒアリングの際の各調査対象事業所の応答ぶりなどについては、各都道府県に対して情報提供を行う予定としている。

2. 6月25日に受領した東京都及び愛知県からの照会事項及び回答

(1) 東京都からの照会事項

「公的統計の整備に関する基本的な計画」の第3・2・(2)「実査体制（都道府県の統計専任職員等）の機能維持、国と地方公共団体との連携」では、具体的な措置、方策等において「地方公共団体を經由する必要がある調査（原則として、調査員調査が必要な調査）」の範囲を精査し、必要な見直しを実施する。」ことが挙げられている。これに対して担当府省では様々な取組を講じていただいているところだが、今回の経済産業省生産動態統計調査の「調査組織の変更」は、この方向とずれているとも考えられるが見解を伺いたい。

見直し理由として「調査業務の効率化の観点から、調査組織の見直しを行う。」とあるが、都道府県がこれまで担当しておらず、関係も持っていないような事業所を新たに担当することは調査業務の効率化に資するものではないと考えるが見解を伺いたい。特に、全く担当してこなかった業種（品目）を担当することは、都道府県にとって非常に負担感を有するところであるがいかがか。

今回の見直しでは、都道府県が担当する調査事業所数の増減は全体で△210事業所であり、その内訳は「調査対象範囲の変更（調査対象従事者規模の切り上げ）」△660事業所、「調査組織の変更」+450事業所と聞いた。都道府県全体としては調査事業所数が減少することは分かったが、都道府県の団体毎で考えた場合も全ての団体で減少すると考えてよいのか。仮に、「調査対象範囲の変更（調査対象従事者規模の切り上げ）」と「調査組織の変更」の合算で調査事業所数が増加する団体がある場合、最大でどれくらい調査事業所数が増加すると考えられているのか。

また、とりわけ「調査組織の変更」による調査事業所の追加は、上記②のとおり負担の大きなものと考えている。この変更によって、都道府県の団体毎で考えた場合に、最大でどれくらい追加されるのか。調査事業所数が増加する団体が発生する場合に、どのようなフォロー策を考えているのか。

（2）愛知県からの照会事項

平成25年6月14日開催の産業統計部会で配布された資料2-2の「6. その他」の（4）中、鉱工業指数を作成するための基礎資料とする目的で、経済産業局が現在ヒアリングを実施している事業所、又は予測調査を実施している事業所があるか。

また、全ての都道府県が、必ずしもこれらの事業所の調査を引き受けるだけの能力を持っているとは考えにくい。対象事業所を見直す考えはあるか。

<回答>

都道府県等に係る一部調査票の「調査組織」の変更事務の進め方については、総務大臣の承認後、速やかに都道府県等に概要を連絡するとともに、変更に係る調査対象事業所についての情報提供を行う予定。その後の具体的な事務等については、本年8月下旬から9月上旬に開催される「工業動態統計調査ブロック会議」にて説明する予定としている。

都道府県には過剰な負担がかかることのないよう、実務面で必要となる具体的な情報提供等を行うとともに、都道府県のご協力のもと、経済産業局を含めた関係者間での連絡を密にしつつ、本業務を円滑に進めてまいりたい。